

憲法第九条の定める交戦権の否認と集団的自衛権行使との矛盾に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿



憲法第九条の定める交戦権の否認と集団的自衛権行使との矛盾に関する質問主意書

一 憲法第九条第二項は「国の交戦権はこれを認めない」と規定するが、この趣旨について詳細に示された  
い。

二 平成二十六年七月一日の閣議決定において容認した集団的自衛権行使は、前記一の交戦権の否認の法理  
と矛盾するのではないか。もし、矛盾しないとする場合は、その論理的理由について、平成二十六年七月  
一日の閣議決定以前の政府の憲法第九条の解釈が前記一の交戦権の否認の法理と矛盾しないとする見解と  
の関係を踏まえつつ、詳細に示されたい。

右質問する。

